

# 適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 21 年 11 月 10 日

会社名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社  
(コード番号 8729 東証第 1 部)

当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

## 記

### 1. 当社グループの適時開示に係る規則等の制定

当社は、情報開示に関する全ての法令・規則に従うことを「行動規範」に定めるとともに、東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に則り、適時開示を推進すること、および、適時開示に必要となる情報収集態勢等を「適時開示に関する規則」に定め、当社および当社グループの適切な情報開示を推進する体制を構築しております。

### 2. 当社グループの会社情報の適時開示に係る体制

当社は、「適時開示に関する規則」に基づき、下記の役割を担うディスクロージャー・コミッティを設置しております。

当社の役職員および子会社の重要開示情報取扱責任者（当該子会社の役員から選任され、当該子会社に関する重要な会社情報を収集する役割を担う。）は、重要事項が発生した場合には、ディスクロージャー・コミッティへ速やかに報告する態勢を構築しております。

また、当社が開示すべき重要な会社情報を「ソニーフィナンシャルホールディングスグループにおける重要事項等に関する報告ガイドライン」に定め、当社の役職員および子会社の重要開示情報取扱責任者に周知しております。

#### 「ディスクロージャー・コミッティ」の役割

- (1) 適時開示態勢の設計、導入、評価、維持に関して、代表取締役社長の判断を補佐する。
- (2) グループ会社における重要な会社情報を迅速かつ網羅的に収集し、適時開示の要否ならびに適時開示内容の正確性、十分性、明瞭性、公式性および公表の公平性、積極性を審議し、当該開示の決裁権者の判断に際し、必要な情報を提供する。

ディスクロージャー・コミッティは、当社代表取締役社長が議長を務め、常勤の取締役および各部の部長等によって構成しておりますが、必要に応じて、構成員以外の当社およびグループ会社の役職員をディスクロージャー・コミッティに出席させ、幅広く、また正確な報告または意見を確認できるようにしております。

株式公開会社として、関連法規および東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に則り重要事項を正確、公正かつ適時に開示するとともに、情報開示に関する最善の慣行を追及すべく努めてまいります。

以 上